



VOL.75

## トクちゃん新聞

6月号

子供達の運動会  
早くも終了～♪平成25年6月5日  
徳野会計事務所〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: http://www.ft-tax.com/  
mail: info@ft-tax.com

## ● 新たな設備投資を計画中のメーカーの方へ

開発費用や設備投資に対して支出した費用の3分の2(上限1,000万円)を助成するという「ものづくり補助金」がこの3月に発表されました。4月の申請10,209件について、4,162件が合格となりました。

弊社お客様の(株)コダマ様も合格されました。

まだ6月に2次募集があります。ご興味のある方は中小企業庁のHPでご確認いただくか、弊社までお問い合わせください。

この申請には、その開発や設備投資により、生産性向上等が図れるという効果やそれにより収益性の改善が図れる、という計画が必要となります。その計画作りの段階で、**経営革新等支援機関のアドバイス**を受けることが条件となっています。**そんな機関、どこにある?**と思われた方、ご安心ください。

弊社は2月にその認定を受けました。ぜひ弊社へご相談ください。



担当: 徳野

● 60万円以上の付属設備、30万円以上の器具備品を購入予定の商業・サービス業の方へ  
経営革新等支援機関の認定を受けている**弊社に事前相談の上購入されますと、購入額の7% 法人税が安くなります。**メーカーや建築業は対象になっていませんが、**卸売・小売・不動産業・サービス業とかなり広い範囲の業種が対象**となっています。こちらも弊社までお問い合わせください。

## ◆ 教育資金一括贈与の非課税特例

担当: 井上



以前から必要な都度渡す教育資金は非課税とされてきましたが、それに加え、改正により一括で教育資金に充てるため贈与した金額のうち1,500万円まで贈与税が非課税とされました。

## 1.概要

(改正前)教育費に充てるため**必要な都度**贈与した金銭は非課税。(改正後)**上記に加え**、教育費に充てるため**一括贈与**した金銭を信託等した場合も非課税。

## [非課税規定の要件]

受贈者	30歳未満の者
贈与者	直系尊属(父・母・祖父・祖母など)
非課税対象金額	1,500万円(学校等以外に支払われる金額は500万円)
適用対象時期	平成25年4月1日～平成27年12月31日までの間に拠出されるもの
教育資金の要件	①学校等に支払われる入学金その他の金銭
	②学校等以外の者に支払われる金銭など

## 2.書類の提出

①贈与を受ける方が「**教育資金非課税申告書**」を金融機関を経由して税務署提出。②贈与を受ける方が払い出した金銭を**教育資金に充てたことを証明する書類**を金融機関に提出。

## 3.非課税特例の留意点

祖父母から孫などへ一括で金銭の移転を行うことで、贈与税が課税されず**相続税対策を行うことができます。**

## ◆ 【書籍紹介】 トヨタの片づけ

担当: 井上



「あなたのデスクまわりはこんな状態ではありませんか?」この本の1ページ目はこの文章しか書かれていません。2ページ、3ページと読み進めていくと、耳の痛くなるような文章の数々。思わず購入してしまった1冊です。以下この本の内容の一部です。

清掃を習慣にするには、集中的に行う時間をもつけるのも方法の一つです。会社や各部署で清掃タイムをつくるのが理想ですが、現実的には難しい会社が多いのも実情です。しかし、デスクまわりのそうじであれば、個人単位でもできます。清掃する時間をつくって、定期的にデスクまわりやパソコンの中身を片付けましょう。たとえば、「**毎週金曜日の15分は清掃タイム**」というように、**日常業務の中に組み込んでしまうのです。**トヨタには「**清掃は点検なり**」という言葉があります。徹底的な清掃で異常が見つかるのです。たとえば清掃していて、床面にボルトが1つ落ちていたとします。それは一体、どこから落ちたのか。上も見て、左を見て、右を見てみる。設備のどこかが老朽化していてボルトが外れたのであれば、一大事となります。これは工場に限ったことではありません。**日常的にオフィスやデスクまわりの片づけやそうじをすることで、「提出し忘れた書類」「処理していない仕事」が見つかることがあります。**たとえば、パソコンの中身の片づけをすれば、「メールの送信のし忘れ」「締め切り迫った書類作成」などに気づき、ミスやトラブルを未然に防ぐことができます。清掃はいつもと違った状況に気づき、問題を発見していくチャンスです。さまざまな面で清掃は大事ですから、その労力を惜しむべきではありません。わかってはいるものの・・・、でもついつい先延ばしにしてきたことがこの1冊に集約されています。私も昔から片づけが得意ではありません得意でないことを先延ばしにしてしまう自分を再認識させられました。さて、「**みなさんのデスクまわりはどのような状態になっていますか**」

書籍名: トヨタの片づけ 出版社: 中経出版 著者: 株式会社OJTソリューションズ



## ◆ 税務スケジュール(6月)

- ◆4月決算法人の確定申告
- ◆10月決算法人の予定申告
- ◆1月7月10月決算法人の消費税中間申告  
(直前期納税額400万円超~4,800万円以下の場合)

- 10日(月) ・5月分源泉税・特別徴収住民税納付  
・12~5月分 住民税の納付  
(特別徴収・納期の特例分)
- 7月1日(月) ・5月分社会保険料納付  
・普通徴収住民税第1期分

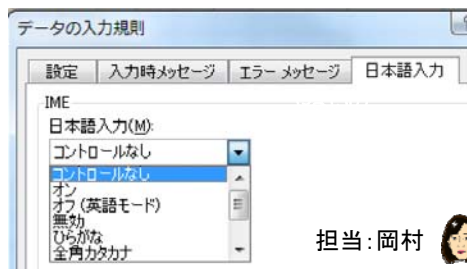
- ★ 労働保険料の申告・納付が始まります。  
6月3日(月)~7月10日(水)
- ★ 源泉所得税(納期の特例)納付は7月10日(水)期限です。  
弊社で納付書を作成している顧問先様については、まずは5月分までの給与・賞与支給状況をお知らせください。  
6月支給分は支給内容が決定次第、追ってお知らせいたします。
- ★ 所得税の予定納税額通知が届きます。  
廃業・休業または業況不振等により、「減額申請書」を提出される場合は、6月中に担当者まで御連絡ください。(申請書提出期限:7月16日(火))

担当:岡村



## ◆ セルごとに入力規則を設定する (Excel)

Excelに入力していく場合、半角の数字を入力するセル、全角文字を入力するセルと決まった文字形式の入力をする事がよくあります。  
この場合、その都度「漢字」キーを押して半角・全角を切り替えたり、入力後に変換キーやシフトキーを使って変更したりしていませんか?  
「**データの入力規則**」を設定しておく、と、都度の変更や変換をしなくても半角・全角が自動で切り替わります。  
半角(全角)で入力したい列(行)を選択して「日本語入力」をオフにすると半角の英数字、ひらがなにすると全角文字入力で自動で切り替わります。  
切り替え(変換)をしないことで入力ミスも減り時間短縮にもなりますので、一度お試しください。



担当:岡村



## ◆平成25年度 相続税についての税制改正のポイント

担当:池田



1. 基礎控除額の引き下げ  
相続税の基礎控除について、現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」を「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられました。(平成27年1月1日以後の相続より適用)
2. 最高税率の引き上げ  
各取得分の相続税の税率のうち、2億円超3億円以下の税率が40%から45%に、6億円超の税率(最高税率)が50%から55%に引き上げられました。(平成27年1月1日以後の相続より適用)
3. 小規模宅地等の評価減の適用面積拡充と要件緩和  
① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を240㎡から330㎡に拡大  
② 従来、小規模宅地等の特例については特定居住用宅地等と特定事業用宅地等の両方がある場合面積調整が行われ実質どちらかの限度面積まで適用はありませんでしたが、それぞれの限度面積まで併用して適用できるようになりました。(平成27年1月1日以後の相続より適用)  
③ 二世帯住宅の場合、老人ホームに入居していた場合の適用要件が緩和されました。(平成26年1月1日以後の相続より適用)

4. 未成年者控除額及び障害者控除額の拡大  
① 未成年者控除 20歳までの1年につき6万円が10万円に引き上げ  
② 障害者控除 85歳までの1年につき6万円が10万円、特別障害者については12万円から20万円に引き上げられました。(平成27年1月1日以後の相続より適用)
5. 国外財産に対する課税の強化  
日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得した国外財産は相続税又は贈与税の課税対象になります。(平成25年4月1日以後の相続より適用)
6. 事業承継税制の見直し(平成27年1月1日以後の相続より適用)  
非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について制度を使いやすくするため各種要件等の見直しがされています。

今回の改正は全体的には課税ベースの拡大を目的としています。  
そのため、今まで相続税がかからない方も相続税がかかるようになる方が増えてきますので場合によってはしっかりと相続対策を考える必要が出てくるでしょう。ご質問、ご相談等ございましたら弊社又は担当者までお気軽にお問い合わせください。

## ◆スタッフより

担当:徳野久美

先月の母の日に、義母の所属するコーラスグループが、初の単独コンサートを開催するという事で、家族で行ってきました。

コンサート前に母が「単独やから、歌をたくさん覚えんとあかんから、大変なんですわ…。」と言ってたくさん練習していました。  
そして、いよいよ本番。  
83歳のリーダーを中心に平均年齢75歳のマダム達は素敵なドレスを着て舞台の上でスポットライトをあびて、全20曲を歌詞を見る事なく歌いきりました!!  
コンサートを無事終了した母は、とても充実した感じでした。母だけでなく、他のマダム達もとても良い表情をされていました。

何歳になっても、夢中になれる事や目標を持つと言う事が若さの秘訣なんだなあ、と改めて思った出来事でした。

## ◆税務クイズ

担当:徳野



問題1  
自動車税は排気量で金額が決まっていますが、今注目の電気自動車の自動車税は?  
①0円 ②7,200円(軽自動車と同じ) ③29,500円(1000cc以下)

問題2  
小学生1人当たり1年間にどのくらいの税金が使われているでしょう?  
① 30万円 ② 83万円 ③ 130万円

答え  
問題1 ③29,500円  
排気量がなくても税金はかかります。  
問題2 ②83万円

中学95万 高校120万ということです。これは先進国の中ではかなり低い水準のようです。無駄な箱物や道路をつくらず、日本の将来を担う子供にもっとお金をかけてほしいと、個人的に思います。

